

- 最近における国民の価値観の多様化
- 価値観の多様化を反映した世論の動向 等

個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、**選択的夫婦別氏制**を導入する必要がある。

1. 夫婦の氏 ～選択的夫婦別氏制～

【夫婦同氏制】

夫の氏／妻の氏で統一

【選択的夫婦別氏制】

- 選択可
- ・ 夫の氏／妻の氏で統一
 - ・ 各自婚姻前の氏を使用

2. 子の氏 ～別氏夫婦の子の氏を婚姻時に決定～

① 嫡出子の氏

父母の氏

〔※出生前に父母が離婚したとき
→離婚時の父母の氏〕

- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子(※)…父又は母の氏
→婚姻時に決定
〔※子（兄弟姉妹）の氏は統一〕

② 養子の氏

養親の氏

- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子(連れ子養子を含む)(※)
…養親(又は連れ子の親)の一方の氏
→婚姻時に決定
〔※子（兄弟姉妹）の氏は統一〕

③ 子の氏の変更

父又は母と氏が異なるとき
…家裁の許可を得て父又は母の氏に
変更可

- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子
…未成年の場合には「特別の事情」
があるときに限り変更可

- 施行日…公布日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日
- 施行日までに改正法を施行するために必要な戸籍法改正等の措置を講ずる
- 施行前に婚姻によって改氏した夫又は妻について、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、施行日から1年以内に届出により復氏可能とする等の経過措置